

商工建設委員会会議記録

商工建設委員会委員長 ハクセル 美穂子

- 1 日時
令和2年7月2日（水曜日）
午前10時1分開会、午前11時56分散会
（うち休憩 午前11時55分～午前11時55分）
- 2 場所
第4委員会室
- 3 出席委員
ハクセル美穂子委員長、菅野ひろのり副委員長、高橋はじめ委員、軽石義則委員、川村伸浩委員、高橋こうすけ委員、高橋但馬委員、佐々木朋和委員、工藤勝子委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
糠森担当書記、千葉担当書記、星野併任書記、吉原併任書記、本間併任書記、鈴木併任書記
- 6 説明のため出席した者
 - (1) 商工労働観光部
戸舘商工労働観光部長、平井副部長兼商工企画室長、小原定住推進・雇用労働室長、瀬川ものづくり自動車産業振興室長、高橋観光・プロモーション室長、似内商工企画室企画課長、藤村商工企画室新産業育成課長、関口経営支援課総括課長、橋場産業経済交流課総括課長、竹花産業経済交流課地域産業課長、田中定住推進・雇用労働室雇用推進課長、金野定住推進・雇用労働室労働課長
 - (2) 県土整備部
中平県土整備部長、坊良副部長兼県土整備企画室長、田中道路都市担当技監、佐々木河川港湾担当技監、辻村技術参事兼建築住宅課総括課長、菊地県土整備企画室企画課長、今県土整備企画室空港管理課長、和村建設技術振興課総括課長、菊地建設技術振興課技術企画指導課長、菅原道路建設課総括課長、照井道路環境課総括課長、上澤河川課総括課長、菅原砂防災害課総括課長、八重樫都市計画課総括課長、紺野都市計画課まちづくり課長、水野下水環境課総括課長、大久保港湾課総括課長
- 7 一般傍聴者

1人

8 会議に付した事件

(1) 商工労働観光部関係審査

(議案)

議案第3号 緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

(2) 県土整備部関係審査

(議案)

ア 議案第5号 岩手県手数料条例の一部を改正する条例中

別表第7の改正関係

イ 議案第8号 一般県道大ケ生徳田線（仮称）徳田橋上部工工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

ウ 議案第9号 小本川筋袋野地区ほか河川激甚災害対策特別緊急（築堤工）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

エ 議案第11号 一般県道桜峠平田線花露辺地地区道路災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

(3) その他

次回及び次々回の委員会運営について

9 議事の内容

○**ハクセル美穂子委員長** ただいまから商工建設委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、商工労働観光部関係の議案の審査を行います。議案第3号緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**田中雇用推進課長** 議案第3号緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案（その1）4ページをお開き願います。なお、便宜、お手元に配付しております緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例案の概要により説明させていただきます。

まず、1の改正の趣旨についてであります。緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の有効期限を令和7年3月31日まで延期しようとするものであります。

2の条例案の内容についてであります。点線箱囲みの部分ですが、この基金は緊急雇用創出事業に要する経費の財源として使用するものであり、当該基金を財源として実施している事業復興型雇用確保事業の事業実施期間が、これまで令和5年3月31日までとされていましたが、国の令和2年度当初予算において令和6年3月31日まで延長されたことに伴い、精算期間を含め、令和6年3月31日としていた緊急雇用創出事業臨時特例基金条例

の有効期限を令和7年3月31日に延期しようとするものであります。

3の施行期日についてであります。この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

4の参考であります。事業実施期間と基金条例の有効期限をイメージしていただくための図となります。この事業復興型雇用確保事業は、一定の要件を満たした求職者を沿岸被災地の事業者が雇い入れた際に、その雇い入れ費を任用した日から最大3年間助成するものであります。実施期間が延長されたことにより、本年度に任用した者の雇い入れ費が対象となるものであり、例えば4月1日に任用の場合は、令和5年3月31日までが助成対象となります。本年度の2月1日に任用された場合の助成対象期間は、令和6年1月31日までとなります。このように任用時期により、最大で令和5年度末まで事業実施期間となるものであり、それに合わせて基金の精算期間を含め、これまで令和5年度末の令和6年3月31日としていた緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の有効期限を1年間延長し、令和7年3月31日にしようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○**ハクセル美穂子委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**高橋はじめ委員** この基金条例の一部改正について、期限を延期することについては問題がないと思いますが、この条例の運用について、現状どのようになっているのかお尋ねします。そもそも雇用創出事業はリーマンショック後の雇用情勢が厳しい中で国が制度を設けて、県は基金を造成して対応してきたと思っています。その後、平成23年東日本大震災津波という災害があって、追加になったということでもあります。さらに、平成24年からそれ以外のところもということでしたが平成27年度で終了して、今は震災に係る沿岸被災地に限ってということですか。このことは担当からも説明を受けました。個人的に、県内全域でこの事業を展開していただければと思っているのですけれども、国の制度としてそういうことでないようでございますので、やむを得ないかと思っております。

最近この事業を活用してどのような雇用が生まれているのか、その状況についてまずお尋ねします。

○**田中雇用推進課長** 現在実施しています事業復興型雇用支援事業費を含めた緊急雇用創出事業臨時特例基金事業については、平成20年度から令和元年度まで延べ約5万5,000人の雇用を創出してきたところでございます。このうち事業復興型雇用支援事業費については、事業が創設された平成23年度から令和元年度まで延べ約1万8,000人の雇用を創出してきたところでございます。最近では、平成30年度が122人、令和元年度が118人、令和2年度を91人と見込んで所要額を令和2年度当初予算に計上したところでございます。

○**高橋はじめ委員** 令和2年度当初予算を審議したわけではありますが、事業復興型雇用確保事業費補助は前年度は3億6,200万円ほどの予算で、令和2年度は1億4,600万円ほどで、2億1,500万円ほど予算が減額になっています。震災復興により沿岸被災地の雇用はある程度安定してきて、緊急的なものがなくなっていること、そもそも求人がかなり減って

いるという思いがあります。この減額については見込みが足りないのか、あるいは実態に近い形にしたのかを確認の意味でお尋ねします。

○田中雇用推進課長 委員御指摘のとおり、予算額につきましては令和元年度当初予算は3億6,200万円ほど、令和2年度当初予算は1億4,600万円ほどを予算計上しております。この予算を計上するに当たり、過去の事業復興型雇用確保事業費補助の申請状況やグループ補助金の利用状況を踏まえて、ある程度余裕を見た人数で計算しております。

実績といたしましては、令和元年度は9,900万円ほどの実績となっております、今年度は例年並みの実績を見込みながら、ある程度余裕を見た予算計上としております。

○高橋はじめ委員 よく理解いたしました。

要領に、これまでは事業復興型雇用確保事業費補助を利用すると雇用調整助成金が受けられないという項目が入ってございました。新型コロナウイルス感染症の関係で、雇用調整助成金が利用できないということになれば、大変なことになるという心配をしておりました。その点については制度が変わって、ことしは雇用調整助成金も利用できるそうですので、その辺はほっとしたところです。

問題は、そのことを事業主がしっかりと理解しているのかということだと思います。利用している事業者にも早急に連絡をしていただいて、経営上厳しいところが雇いどめ、非正規の契約を打ち切るなどがないように、雇用が維持されるようにぜひしていただきたいと思っております。そのことをお願いして、この件については終わります。よろしくお願ひします。

○ハクセル美穂子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって商工労働観光部関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○軽石義則委員 2点お伺いしたいと思います。

まず1点目は、各市で市街地再開発事業を進めておりますけれども、この新型コロナウイルス感染症の状況で、それに付随する商店街は非常に厳しい状況になっていると思っております。それらの状況をどのように把握されているのか、お聞きします。

○**関口経営支援課総括課長** 商店街の状況であります。県が毎月まとめております商工会、商工会議所を通じた経営状況調査で答えさせていただきます。飲食業を中心に、かなり売り上げは減少している状況であります。そうした中で今後の売り上げ見込みを聞いたところ、ここは幾分、6月以降には戻ってくると答えている事業者もおられると感じております。

○**軽石義則委員** かなり厳しい状況だということは、肌で感じています。6月を乗り切って、7月にはより厳しくという声については当然把握されていると思います。その現状をどのように支えていくのか。再開発する際には、事業継承していかないと続いていかないと現実なのですが、それも含めた意見交換や状況調査だけではなくて、やはり踏み込んだ対話といいますか、状況を把握していかないと、施策としては不足を感じるのではないかと思います。その点はどうでしょうか。

○**関口経営支援課総括課長** 商店街の現場の声については、私たちも重要なことだと考えております。直接お聞きする機会はなかったわけですが、令和2年度一般会計補正予算（第3号）で感染症対策の補助金は飲食業や小売業も対象としております。この補助金については、商工会議所を通じて公募するものであり、商工会議所においては補助金の周知など今盛んにやっているところであります。商工会議所や商工会等を通じた上で、いろいろな状況をお聞きしながら、必要に応じ、我々も現場を歩きたいと思っています。

○**軽石義則委員** ぜひその対応は進めてほしいと思います。

盛岡市では今盛岡バスセンターを核としたまちづくりが進められております。市としても第三セクターや新会社を設立して、さらにこの取り組みの前進を図ろうという段階に入ってきているのですが、新型コロナウイルス感染症がなければ、独自に事業展開していくことは可能だと思うのですが、商店街そのものが活性化してまちをつくっていく上で、現場の状況やお話を聞くことによって、県としてもしっかりと国との連携も含めたいいろいろな対策や支援をしていかなければならないと思っています。盛岡市との状況についてどうなっているのでしょうか。

○**関口経営支援課総括課長** 中ノ橋通一丁目地区市街地再開発についてであります。中ノ橋通一丁目地区市街地再開発準備組合において、今年度、都市計画決定に向けての計画の検討や事業計画を作成すると盛岡市を通じて聞いております。この組合では、盛岡バスセンター整備事業、旧ななつく跡の再開発プロジェクトなどをお知らせする河南地区まちづくりシンポジウムを開催すると聞いております。また、中ノ橋通一丁目地区市街地再開発準備組合から盛岡市に事業推進に係る支援の要望があったと聞いております。

県としましても中ノ橋通一丁目地区市街地再開発準備組合や肴町商店街などと連携して、再開発を通じ地域振興が進められるよう、盛岡市と協力しながら対応していきたいと考えております。

○**軽石義則委員** 建物の関係は県土整備部ですけれども、先ほどから話をしており、周りにある商店街や地域の皆さんの生活に直結したまちづくりになります。商工業を含め、

支援できる体制整備、応援のやり方は、これまでやったことがないからできないのではなくて、これまでしたことがないことをするぐらいの工夫、知恵を出していかなければ、事業継承やまちづくりにつながらないと思います。その点は引き続き、県土整備部の仕事だと言わないで、商工労働観光部としてもしっかり連携して取り組みをしていくということをつないでほしいと地域の皆さんも訴えております。ぜひお願いします。

あとは、盛岡市だけではなくて、北上駅の東口もこれから新たな開発がされていくという記事を見ました。生活する上で、まちづくりには商工業の連携が大事だと思うのですが、そちらの現状はどのように把握をされているのでしょうか。

○瀬川ものづくり自動車産業振興室長 JR北上駅東口に隣接する市有地約1万平方メートルでございますが、こちらには公民連携での土地活用により約450台規模の自立式立体駐車場、9階建てのホテル、地上10階建ての賃貸マンション、地上6階建てのオフィスビル及びイベント広場を整備するという事業でありまして、本年6月の立体駐車場の着工を皮切りに順次整備を行いまして、全ての事業完了は令和4年3月を予定しているものでございます。

事業のスキームとしては、県内の5者が共同出資をする特別目的会社の北上駅東口都市開発株式会社に市有地を30年間無償貸与し、事業者は自らの資金で対象土地の利活用に関する企画、設計及び建設等を行うということで、そのほか土地貸与期間中は維持管理、運営も行うというものです。

北上駅東口の事業につきましては、県としては直接的な関係はないのですが、いわて県民計画（2019～2028）に掲げる北上川バレープロジェクトの取り組みの一つとして、平成31年3月に北上市、花巻市、有識者等を交えて花北地域まちづくりランドデザイン研究会を立ち上げまして、オフィスや居住環境の確保策、道路、公共交通機関に係る現状、課題などについて情報交換を行っております。

県としては、自動車、半導体関連産業のかつてない集積に伴う新たな雇用の増加や人の流れを今後の北上川流域の発展のチャンスと捉えていまして、関係自治体と県が一体となった広域的な取り組みを進めていくということで、現在も取り組んでいるところでございます。

○軽石義則委員 これから進めていく大事な一つの拠点づくり、新しいまちが形成されていくと思いますので、そこには商工関係が生活に密着してついてくると思いますし、それがモデルとなって県内の各市町村にも広がっていけるようなまちづくりになることが望ましいと思っております。ぜひそれらについても引き続き取り組みを進めていただきたいと思いますし、機会あるたびに商工労働観光部からの情報提供をしていただければと思います。

次に、観光振興についてお伺いいたします。一般質問でも多くの議員が取り上げておりますけれども、再確認の意味でもう一度確認させていただきたいと思いますが、現状どのように認識をし、これからやろうとしているのか、まずその部分をお聞きしたいと思います。

す。

○高橋観光・プロモーション室長 観光振興に係る現状でございますけれども、先ほど経営支援課総括課長から御答弁申し上げたとおり、商工指導団体と連携し実施している経営状況調査によりますと、直近5月の売り上げ状況につきましては、前年同月と比較して41%以上の減少と回答した事業者の割合が、宿泊業が95%、飲食業が69%、運輸業が64%となっております。観光関連産業を中心に大きな影響が生じていると認識しております。

対策といたしましては、令和2年度一般会計補正予算（第3号）等における新型コロナウイルス感染症対策や県の地元の宿泊援割等の事業で、今後対応を進めていく予定であります。

○軽石義則委員 統計による状況を聞いて、そういう業界を取りまとめている団体の皆さんがいろいろな声を要望を含めて県に出していると思うのですが、その要望等が出されている現状はどのようなのですか。

○高橋観光・プロモーション室長 団体からの要望でございますけれども、さきの令和2年度一般会計補正予算（第3号）の前にも、市町村の状況を踏まえて旅行業団体やバス事業者に対する支援の事業化をしているところであります。こちらから出歩く機会は少なかったのですが、県に要望が寄せられておりますし、関係団体から御意見を頂戴しているという状況でございます。

○軽石義則委員 私たちも飲食業団体等、各団体含めてお話を聞きました。やはり期待はしているのです。移動自粛要請が全面解除になって、多くの人の出入りがあるのではないかと思っていたようですが、期待どおりの人の出入りが実感できないというのがまさに業界の声なのです。人が外に出やすい環境づくりということがこれからかなり大事だと思います。まさに経営者の皆さんは死活問題で切実な声がありますが、それらの状況をどのように感じていますか。

○高橋観光・プロモーション室長 5月当初には緊急事態宣言ということで、なかなか外に出られる状況ではなく、ゴールデンウィークを挟んだ期間でもありましたが、観光施設や宿泊業は営業せずに、6月になってようやく再開したという状況であります。

6月19日にはいわての観光リスタートセレモニーを開催しました。関係者が一体となって新型コロナウイルス感染症対策をしっかりとした上で経済活動を回していこうということで、まずは県境を越えた移動が可能になっています。人が外に出やすい環境というものは、しっかりと新型コロナウイルス感染症対策をとった上で取り組みを進めるということが大事でありますし、地元の宿割ということで、宿のほうにも足を向けていただきながら、また観光地でも皆様をお迎えするためのさまざまな対策をとりながら環境をつくっているところであります。県としてもそういったところを支援しながら、人が外に出やすい環境づくりについて支援してまいりたいと考えております。

○軽石義則委員 各市町村がいろいろ工夫を凝らして今やっていますし、東北各県もいろいろ工夫を凝らしているのです。この間も質疑で交わされていますけれども、岩手県は東

北各県の中で見ても環境づくりに力が入っていないように感じるという声が出ています。隣の秋田県は、宿泊券だけでも10億円規模で支援しています。そのほかにバス、鉄道、旅行会社にもかなりの助成をしている。それらについて、どのように把握されていますか。

○高橋観光・プロモーション室長 他県の状況でございますけれども、秋田県では、プレミアム宿泊券や、バス、鉄道を利用した県内観光に力を入れています。青森県でもウェブによる情報発信事業や体験プログラムの利用促進強化があります。宮城県の場合ですと、クラウドファンディングを活用して観光や宿泊事業者支援ということで、東北管内でも県民が地元の宿に泊まって応援するキャンペーンというものを展開していることはこちらでも認識しております。

○軽石義則委員 各県それぞれ工夫を凝らして、自県の中で売り上げを上げようとしてはいるのですけれども、やはり限界があると思うのです。特に岩手県は広いわけですし、他県と連携を高めた上で、例えば秋田県から来たら助成する、岩手県から秋田県に行っても秋田県が助成してくれるというようなことです。北東北3県は知事も連携がとれているはずなので、北東北3県として広くPRすることによって多く周遊できるような環境づくり、これは宮城県や山形県まで含めると大変だと思うので、北東北3県でそういう取り組みをしてはどうかという声があるのですが、それについてはどうでしょうか。

○高橋観光・プロモーション室長 他県との連携による周遊でございます。現在のところ新型コロナウイルス感染症の状況では、各県単位で、まず地元の県域内で振興を図っていくという状況でございます。この先、国でもGo To キャンペーンなど、まさに全国規模で展開がされる予定です。御指摘の北東北3県での連携でございますけれども、これまでも周遊できるような商品づくりや、国際線も各県で飛んでいる状況であり、各県が連携した商品をつくってきたところがございます。

今回の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた北東北3県の連携につきましては、現在のところ一般社団法人東北観光推進機構の中で、東北を絡めたキャンペーンを展開しているところであります。ただ具体的商品ということではなく、ベースは県域内の流動を生かしながら、徐々に展開していくという状況でありますので、そういった状況を踏まえながら各県との連携を進めてまいりたいと思っております。

○ハクセル美穂子委員長 軽石委員に申し上げます。議会運営委員会で申し合わせた質疑の目安とする時間を超過しておりますので、議事進行に御協力をお願いいたします。

○軽石義則委員 最後ですけれども、今お話しのとおり、北東北3県には冬があるのです。この冬をどう乗り切るかというのは、冬になる前にやっつけていかないと生き残りができないというのが現場の声です。ぜひそのことに力を入れてやっていただきたいと思っております。

○川村伸浩委員 今軽石委員からもお話が出ていましたが、観光宿泊施設緊急対策事業費を6月臨時会で可決したわけではありますが、現在の状況はどうなっているのか。金額ベースや人数等々あるかと思いますが、わかっているところでお知らせをいただきたいと思

ます。

○高橋観光・プロモーション室長 観光宿泊施設緊急対策事業費の状況でございますけれども、こちらの事業は、メニューが何本かございますので、それに沿って説明させていただきます。

まず最初に、令和2年度一般会計補正予算（第2号）のときに前売り宿泊券を発行する施設に10万円を補助する前売り応援宿泊券販売支援補助につきましては、7月1日現在で16件、158万6,000円余の交付決定をしているところでございます。

それから、次の地元の宿応援割の市町村補助に係る分につきましては、第1回目の交付申請ということで、6月26日から7月10日までと期間を設けておりますが、市町村の割引制度が市町村によってスタート時点が違うというところもありまして、まだ受け付けしている状況でございます。

それから、令和2年度一般会計補正予算（第3号）で措置いたしました県民を対象とした割引クーポン2,000円の分につきましては、まさに準備を進めております。今月中の早ければ来週ぐらいにはスタートできるように準備を進めております。

それから、次の観光宿泊施設経営継続支援交付金、100万円の支援金についてですけれども、6月26日から公募を開始しておりまして、既に10件以上の交付申請を受理しているところでございます。

それから、新型コロナウイルス感染症対策等整備事業の上限200万円を支援するものですが、来週7月7日から受け付けを開始するもので、現在ホームページ、関係団体を通じて周知を図っているところでございます。

○川村伸浩委員 今まさに始まろうとしているところと思って、説明を聞いておりました。特に来週スタートさせるということで、県単独事業である地元の宿応援割ですが、この予算と、どのぐらいの規模でやるのか。それから、こういった形で展開していくのかをお知らせいただきたいと思えます。

○高橋観光・プロモーション室長 先般の令和2年度一般会計補正予算（第3号）で措置したものでございます。こちらは2,000円の割引ということで、20万人泊を見込んで4億円、プラス事務費として約2,400万円で、トータル4億2,400万円余の補正予算を見込んだものでございます。

発行における展開としては委託事業と考えております。既に企画提案をいただいて、委託先の事業者については決定しているところであります。事業者を通じましてクーポン券を発行することにしてはありますが、現在のところ、宿で直接割り引けるようなスキームと、旅行者から商品を買った際に2,000円が活用できるようなスキームで、割引が受けられるということで考えております。

○川村伸浩委員 宿での直接割引、あるいは商品券ということですが、利用される方々が利用しやすく、施設の方々も受け入れやすいクーポン券でなければ利用されないと思えます。委託事業ということではありますが、よく委託業者と詰めて、よりスムーズに宿泊が

できる形をぜひお願いします。

それから、国ではGo To キャンペーン等を始めるという話ですが、スタートする時期や、しっかりしたものが出ていませんが、この後をきっちりと支えていく、応援していくことが大切になってくると思います。そういった中で県としてこういったところを取り組んでいくのか、そのお考えについてお伺いします。

○高橋観光・プロモーション室長 補正後に事業を展開した後の取り組みでございます。

まず令和2年度一般会計補正予算（第3号）の狙いといたしましては宿泊施設の事業の継続と、新型コロナウイルス感染症対策をしっかり図っているというものでありまして、そういった取り組みを進めながら、先ほど申し上げましたとおり、まず県内での経済をしっかり回す仕組みをつくっていくことが一つあります。さらには県境を越えた移動で広域的な部分が展開されてまいります。現在、東北観光推進機構で東北・新潟応援！絆キャンペーンということで、岩手県を含めた東北全域での誘客の取り組みを進めているところであります。

さらに、宿泊代金の割引をすることで、お客様も観光地、宿泊施設に向かうわけですが、県としても来年東北DCがあります。岩手県が destinations として選択されるよう、大きな資源である二つの世界遺産、二つの国立公園、三陸鉄道、世界に誇る岩手県の食という観光コンテンツの磨き上げや、県内外のお客様に対するおもてなしについて、まずはしっかりと新型コロナウイルス感染症の対策をとりながら磨き上げを進めていくことが大切であると考えております。

さらに、Go To キャンペーンについては、まだ明確になっていませんが、こういった国のキャンペーンを活用しながら、来年開催される東北DCに向けたプレキャンペーンという格好で展開し、さらには東京2020オリンピック・パラリンピックというふうインバウンドを含めた誘客までつなげていけるような展開を進めてまいりたいと考えております。

○川村伸浩委員 一般的な御答弁でして、やはり先ほど軽石委員の質問にもありましたが、この後にこういったことで、業者、施設、宿泊施設の方々をさらに応援していき、今までのマイナスを取り返すわけではないのですが、元に戻す、それも一日も早く戻すのだという予算措置が必要ではないかと思っておりますので、ぜひお願いしたいと思っております。

それから、先ほど軽石委員から北東北3県の連携という話がございました。北東北3県のエリアでもいいですし、東北6県あるいはプラス新潟県。宮城県ではきのう1人感染者が出ていたようでありまして、いずれ県境を越えて来ていただくわけでありまして、宿泊施設の方々も、旅行する人たちもお互いにリスクの少ない移動となると、東北圏内になると思います。

県では、知事が先頭になっていわての観光リスタートセレモニーを6月19日に開催したようではありますが、地元に対して東北6県で頑張りましょうというアピールをしていくことをやっていくべきだろうと思っております。ぜひ県を越えて来ていただく、こちらからも出て

いくという形を植えつけて、移動、利用していただくことがこれからのキーポイントになると思います。部長、その辺の考え方、ぜひ盛り上げてほしいのですが、一言コメントをいただいて終わります。

○**戸館商工労働観光部長** 観光振興に関しては、本会議でもさまざま答弁させていただいたところでありすけれども、大きく私は三つの柱があると思っています。

一つは事業者がしっかりと経営を継続できるような支援をしていくということで、融資を初め、観光関連産業ということで飲食業などもあります。家賃補助、雇用調整助成金の活用、国の持続化給付金などをフルに活用していただいて、何とか事業をしっかりと継続していただくということが1本目の柱だと思います。

二つ目は、委員からお話がありました。新型コロナウイルス感染症のリスクが必ずありますので、この対策をしっかりとさせていただくということでもあります。令和2年度一般会計補正予算（第3号）でも、上限額10万円の支援を設けましたし、宿泊施設に関しては200万円までの3分の2補助という仕組みも設けました。新型コロナウイルス感染症が確認されていないということで、安心感というものはあると思いますけれども、さらにその上で岩手県はしっかりと新型コロナウイルス感染症対策をしているということを打ち出していくことが大事だと思っています。

三つ目に、その上での観光需要の喚起ということになります。当初市町村の宿泊助成は、県域内の移動が思うようにいかない環境で、最小限の単位で、地元の方々が宿泊をしていただける取り組みにしたいということで制度を設けました。今後そうならないことを願いますが、どこかで新型コロナウイルス感染症が発生した場合に、そこだけはしっかりと残せるようにしたいという思いが今でもあります。あわせて、そういう市町村の中でお客さんに宿泊していただく、観光していただくことは、今までどおりの流動はつくれません。佐々木朋和委員が一般質問でおっしゃられたマイクロツーリズムの考え方になるのですが、地元民にも改めて見直していただけるように一生懸命やっていたかなければならないですし、その支援もしていきたいと思っています。今回県域の移動というのは大分動きが出ていますので、それを後押しする2,000円の宿泊支援ということになります。Go Toキャンペーンもそうですけれども、この宿泊助成が単なる安売り競争になるのではなく、将来人口が減ると観光客数も縮小していく中で、しっかりと収益を上げていける観光を、この機会にしっかりとつくっていかねばいけないと思いますので、そこにつながる動きにしたいと思います。

県域内の流動の上には、東北管内は、比較的感染の確認が少ない地域でありますので、東北6県、新潟県も含めてしっかりと流動をつくっていくことは大事だと思っていますので、これは東北観光推進機構の中でいろいろと議論をしていきたいと思っています。

○**佐々木朋和委員** 私は今定例会前に、地元だけではなく、県内の重立った観光地で事業をしていらっしゃる皆さんから話を聞いてまいりました。5月14日から緊急事態宣言が東京等以外解除されて、県内での旅行も自由になってきました。受けとめとしては週末は徐々

に人が出てきたということです。一方で平日は厳しく、観光バスが来ないところは大変厳しいし、やはり高齢者の皆さんはまだ心配で、平日も高齢者の方が出てきてくれないというのが県内の事業者の主な受けとめと認識しています。

そこで、観光バス運行支援事業費補助を令和2年度一般会計補正予算（第3号）で措置しましたが、これについては動き出しているのでしょうか。

○高橋観光・プロモーション室長 観光バス運行支援事業費補助につきましては、ちょうど要綱が決まりまして、間もなく募集開始するという段階でございます。

○佐々木朋和委員 やはりバスでの旅行が本格的になることは、私は今延期になっている修学旅行が動き出す一つの契機ではないかと思っております。今春先に修学旅行を予定していたものが、秋口に移動になっていると。そういった中で、本県には北海道を初め多くの県から修学旅行生に来ていただいているわけです。現状延期されたものについてどのようなになっているのか、商工労働観光部で押さえているものがあれば教えていただきたいと思えます。

○高橋観光・プロモーション室長 他県からの修学旅行の状況でございます。まずここ数年における他県から本県への修学旅行の状況でございますが、生徒数では約20万人回の来県になっておりまして、その内訳としては北海道が約25%で最も多く、宮城県が約20%、東京都が約10%という状況でございます。

ことしの申し込み状況でございますが、6月30日現在で27件の申し込みがありました。そのうち5月に予定していた学校は2校ありましたが、9月以降に変更となりました。さらに北海道の2校を含む3校については中止、その他の22校については全て8月以降に実施予定となっております。

○佐々木朋和委員 今いろいろ御紹介いただきましたけれども、事業者の話では、北海道では道内の修学旅行に移行するという事です。それが道の方針なのか、旅行会社の方針なのか、自治体の情報なのか、そこまではつかめておりませんが、そういった秋口に予定していたもののキャンセルが随分出ているという話を聞いております。一時期は秋口に修学旅行と一般客とをどうやって受け入れるかが課題であった本県の観光について、修学旅行がなくなってしまうと、その分をどうやって対応していくのかが、次の大きなテーマになると思っております。北海道では、2泊、3泊の修学旅行を1泊にして道内にして、バスについては1クラス2台のバスにして運行するといった方針を決めたと聞いております。担当は県教育委員会でしょうけれども、商工労働観光部としても、観光・プロモーション室としても菅野委員が御指摘したように、県内生徒の修学旅行を県内にしていくことも観光振興の面、またマイクロツーリズムを根づかせるという面でも重要ではないかと思うのです。その辺については、観光バス運行支援事業費補助も始まりましたが、きのうも御指摘されていたキャンセル料の件、あるいは県内の修学旅行、遠足を促進するための施策が必要ではないかと思えますが、所見を伺います。

○高橋観光・プロモーション室長 県内の修学旅行について、商工労働観光部としての取

り組みでございます。御指摘のとおり、県教育委員会からも修学旅行についての御答弁はありましたが、小中学校の修学旅行につきましては、市町村教育委員会で基準を定めまして、実施時期や場所、内容等を判断しながら実施している状況でございます。

新型コロナウイルス感染症対応といたしまして、県教育委員会に確認したところ、被災地を訪問する復興教育関連の活動や県内及び地元に向けた活動事例を示したガイドライン、県内での修学旅行を進めるガイドラインを作成して進めている状況でございます。

商工労働観光部といたしましても、震災ガイド、復興教育、研修旅行をコンテンツにしながらツアーを組んできた状況でございます。それに合わせて、文化歴史ということで世界遺産、国立公園があります。修学旅行は生徒が学ぶ機会でありますので、商工労働観光部としても教育に合ったような格好で情報提供をしたり、それからタイミングもあろうかと思いますが、その時期に合ったコンテンツを見せるなどさまざま提供しながら、より多く県内につくれるように支援していきたいと考えております。

○佐々木朋和委員 タイミングという話がありました。修学旅行のタイミングもあるでしょうけれども、決定するタイミングもあると思うのです。北海道からキャンセルが各事業者が届いているということは、恐らく秋に向けて今が決定のタイミングだと思います。しっかりとタイミングを逃さず、こちらから発信をしていただきたいですし、部長は新型コロナウイルス感染症対策本部員会議にも出席されておりますので、しっかりと県内での修学旅行をするべきということを強く言っていただきたいと思います。

次に、新型コロナウイルス感染症対策の経営支援について、全般を部長に聞きたいと思っております。中小企業というと小規模事業者から中規模事業者まであるわけですが。従業員がいない、あるいは二、三人という小規模から、宿泊施設や製造業は50人、100人という大きさまである中であって、私は県の施策を見ていると、1店舗10万円、家賃補助も10万円など、小規模事業者を念頭に置いているというような印象を受けます。財政基盤が弱い自治体からは、小規模事業者、個人事業者は10万円、20万円で助けられるのだけれども、中規模事業者については財源枠で助けられない、あるいは公共事業者などは地元で事業所がないと給付金を支給したくても支給できない、でも、町にとっては大事なコンテンツだという話をされます。

私は県の役割というのは、財政規模が大きいわけですから、もちろん小規模事業者も大事なのですが、中規模事業者を念頭に置いた経営支援も必要ではないかと思うのです。宿泊施設については確かに100万円という支援金事業を出しておりますが、何百室もある、月に1,000万円も運転資金がかかるような大きな宿泊施設にとって100万円はどの程度のものかと考えることがあります。新型コロナウイルス感染症対策について宿泊施設は3分の2で上限200万円の補助をいただいておりますが、宿泊施設ではなくても従業員を50人など抱えている中規模事業者もあります。そこが新型コロナウイルス感染症対策をした場合については、10万円では恐らく足りないと思います。

国の制度を見ても、持続化補助金や生産性革命推進事業は、これも小規模事業者

がメインなのです。例えば飲食店で20人を超えるような規模の事業者にとっては、設備投資できるような補助金がないという状況にあると思っております。部長、この経営支援についてどういった視点で事業をつくっておられるのか、中規模事業者への支援はどのように考えているのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○戸館商工労働観光部長 経営継続のためのさまざまな支援があり、県でも家賃補助、宿泊施設への支援がありますが、これは小規模事業者は対象に入っています。しつらえとしては中小企業者対象でありますので、当然中規模事業者も対象になっています。そして、飲食店も含めた家賃支援などは、1店舗当たりとなっていますので、多店舗展開しているような事業者は中規模事業者になると思えます。これはその店舗数に応じた支援が受けられるという形になっていきますし、新型コロナウイルス感染症対策についても店舗当たりということになっていますので、それなりの店舗数がある事業者は、より多くの支援が受けられる形になっていると思っております。

そして、令和2年度一般会計補正予算（第3号）を6月に措置をさせていただいて、これを何とかできるだけ早く、迅速に給付したいと思っております。その状況を見ながら今後の展開については考えていきたいと考えております。

○佐々木朋和委員 最後です。今の御答弁だと、中小企業者のうち中規模事業者に対しても今の制度で使えるという話はいただきました。あるいは多店舗展開でも使えると言いましたが、やはり私は不十分ではないかと思えます。ぜひ次の第4号補正予算のときには、何回も言うようで恐縮ですけれども、市町村と連携をしながら、県としてやるべき部分、市町村でやるべき部分というのをしっかり押さえながらやっていただきたいと考えております。よろしくをお願いします。

○高橋観光・プロモーション室長 先ほど観光バス運行支援事業費補助で要綱をつくってこれから募集と申し上げましたが、公募につきましては7月1日から公募開始と訂正させていただきます。

○工藤勝子委員 観光を中心的に、佐々木朋和委員から経営支援の話がありました。新型コロナウイルス感染症に関する事業者の影響調査というのをやっておられまして、データが出てまいりました。今後も毎月その調査をやりたいということですが、調査を受けた結果をどのように受けとめているのかをお聞きしたいと思えます。

○関口経営支援課総括課長 直近の調査時点でお答えします。

先ほども御答弁申し上げましたが、5月の売り上げ実績は、まだまだ非常に厳しい状況ということでもあります。調査は20%刻みで、売り上げの減少割合をゼロから20%、20%から40%、40%から60%という形で調査をしております。それをまとめて40%以上減少と回答した割合は44%ということ、大体まだ半分は減少が大きくなっているということです。特に宿泊業、飲食業、運輸業でかなり売り上げの落ち込みが大きいという状況であります。

5月末時点で調査しておりますが、6月の売り上げ見込みについて事業者にお聞きしたところ、先ほど申し上げた41%以上の減少と回答した割合は減っております。5月は44%

となっていたものが、6月は大体34%くらいとなっていますので、大きく売り上げが減っているという方々は少なくなっており、幾分持ち直している事業者が多いと思っております。

加えて、調査では事業者の取り組みなどもお聞きしました。その月で比較をすると、例えば運転資金を借り入れたという方々は十分ふえています。資金繰り支援を中心に最初進めてきましたけれども、そういうところは徐々に事業者も対応していただいているという認識でございます。

○工藤勝子委員 市町村の商工会議所や商工会にお願いしたアンケートだと思いますが、そう捉えてよろしいですか。

○関口経営支援課総括課長 商工会や商工会議所を通じて、それぞれの会員事業者の中から抽出をしていただいてアンケート調査票をお送りして実施しているものです。

○工藤勝子委員 今後も今回アンケートをいただいた事業者を対象にして、アンケートをとるといふ形なのでしょうか。

○関口経営支援課総括課長 影響調査は、県内事業者の新型コロナウイルス感染症の影響を全体として把握するというのと、その結果を踏まえて、県の支援策を検討するための参考にするために行っているものであります。そのために定期的に、毎月実施する必要があります。全体の傾向を効率的に把握する必要があることなので、抽出して行っております。

また、この調査は、先ほど御紹介申し上げましたが、事業者の売り上げ状況、支援ニーズなどの変化も捉えていくことが必要であると考えておりまして、調査先の大半は同じところをお願いしている状況であります。

○工藤勝子委員 国では売り上げが50%以上減少していないといろいろな助成が受けられないということもありまして、少しは持ち直してきている状況でありますけれども、例えば40%とか46%、そのぎりぎりのところにいる事業者が多いわけですね。そういうところに対して県が今後どのような対策をとりながら支援をしていくのか。回復するのをそのまま待っているのかということです。実態を調査するという事は確かに重要なことです。それに応じて、実態を踏まえながら、何もしないと、対策を打たない、支援をやらないということなら調査をする必要はないわけですね。今後この調査を受けて県ではどのような方針を立てていこうとしているのかお聞きしたいと思っております。

○関口経営支援課総括課長 今まで講じてきた政策で、家賃補助を例に言いますと、売り上げが大きく減少しているテナントの経費削減を図って事業継続に向けて支援していくことが必要ということで、支援策を講じております。調査では、売り上げの減少割合が回復しても、一定程度減少していると回答した事業者の割合がまだ高い状況であります。ゼロから20%減と回答した事業者、今回の調査では28%となりますが、そういったところを支援していくことは必要でございますし、売り上げ減少が50%に達しないところでも、融資の場合は売り上げが5%減少から無利子で保証料全額補給の貸与資金が使えます。また、こういったところを御利用いただきながら、新型コロナウイルス感染症対策をしっかりや

っていただいて、県民の皆様には御来店いただけるように、売り上げ要件なども設けず、全店対象になる10分の10補助の感染症対策の補助金も講じているところであります。

今後の話であります。新型コロナウイルス感染症の収束までの期間を見通せない状況とっております。売り上げが減少する期間が長期に及んだ場合、やはり営業への影響は大きくなると考えております。したがって、今後の新型コロナウイルス感染症の状況、事業者の経営状況を見きわめつつ、長期的な支援についても検討が必要と考えております。

○**工藤勝子委員** 東京都では、また感染者がふえています。この新型コロナウイルス感染症は寒さにも強い、暑さにも強いウイルスで、二波、三波ということも考えられるわけです。そういうことで非常に事業者の方、企業者の方々は危機的な意識を持っているのではないかと思います。そういう中で、アンケートの内容は、そのまま変えないでやろうとしているのかお聞きしたいと思います。

○**関口経営支援課総括課長** アンケート調査は、全部をがらりと変えると、分析や変化がなかなか読み取れない部分がございます。項目によっては継続して実施していくものも必要だと思います。ただ、いろいろなフレーズが違ってくると思います。事業者にとって必要な支援策というのはだんだん変わってくるのだと思います。そういったところをしっかりと把握するために、例えば支援ニーズなどについては調査の項目、回答項目なども見直しながら進めているところであります。

○**工藤勝子委員** では、今まで持続化給付金や雇用調整助成金を受けた企業はどれくらいと捉えていらっしゃいますか。

○**関口経営支援課総括課長** 国の雇用調整助成金の実績であります。岩手労働局が取りまとめた6月26日時点の数字では、支給申請の受理件数が1,512件、支給決定件数は1,055件と聞いております。持続化給付金について、県内での支給実績を国に聞いておりますが、電子申請の関係で県別の給付状況は公表できる仕組みになっていないということで、お知らせいただけない状況であります。全国の状況で申し上げますが、6月20日現在で給付件数は165万件と公表されております。

○**工藤勝子委員** 公的支援を受けられたのか、受けられなかったのかという項目もアンケートの中に入れて聞くことも必要ではないかと思うのですけれども、その点はどのように考えていらっしゃいますか。

○**関口経営支援課総括課長** 委員御提案のところを踏まえて、さまざま検討させていただきたいと思っております。

○**工藤勝子委員** アンケートの資料を見ましても、ほんの一握りの事業者です。中小企業から小規模事業者まで含めた企業数は、岩手県内には相当あります。でも、アンケートをとった分は1,000件という数です。そうすると全然把握にならないのではないかと思います。全てからアンケートをとることは難しいことではあります。各商工会議所や商工会と部長が新型コロナウイルス感染症対策に対する意見交換会をする考えはあるのでしょうか。

○**関口経営支援課総括課長** これまで商工会、商工会議所、金融機関を交えて新型コロナ

ウイルス感染症対応に係る経済金融連絡会議を3回開催しております。その場を通じて、商工会や商工会議所が実施している窓口相談や巡回指導の状況などについて情報共有を図っているところであります。部長もその会議には出席をして対応しているところであります。

○**工藤勝子委員** 岩手県の経済を立て直すのは、8割、9割を占める中小企業や小規模事業者なのです。新型コロナウイルス感染症によって事業を取りやめたり、また大きいところが倒産することがあつては、岩手県の経済にとって非常にマイナスになるわけです。こういった人たちが持続できる、そして事業を継承していけるように、国の支援ももちろん必要でありますし、お願いしなければならないわけですが、県もその辺のところにもう少し力を入れて支援をしてほしいと思います。融資は無利子だろうといつかは返還しなければならないわけですが、ぜひ県としても支援体制を強化してほしいということをお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

○**ハクセル美穂子委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** なければ、これをもって商工労働観光部関係の審査を終わります。商工労働観光部の皆様は、退席されて結構です。

次に、県土整備部関係の議案の審査を行います。

議案第5号岩手県手数料条例の一部を改正する条例中、当商工建設委員会に付託された別表第7の改正関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**八重樫都市計画課総括課長** 議案（その1）の7ページをお開き願います。議案第5号岩手県手数料条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

便宜、お手元に配付しております議案説明資料により説明させていただきますので、議案説明資料の1ページをごらん願います。

初めに、1、改正の趣旨ですが、租税特別措置法施行令の一部改正に伴い、所要の整備をしようとするものであります。これは、租税特別措置法施行令の一部改正により、岩手県手数料条例で引用している条項に移動があったことによるものです。

次に、2、条例案の内容ですが、手数料条例別表第7第37項に、租税特別措置法施行令第38条の4第23項と規定しているものを、第38条の4第24項とするものです。事務の概要ですが、民間が行う一定の要件を満たす再開発事業のために土地等を譲渡した者に対し、当該譲渡に係る所得税及び住民税の課税に当たり、軽減税率を適用するため知事が事業の認定を行うものでございます。なお、今回の改正により制度自体に変更はありません。

次に、3、施行期日ですが、公布の日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○**ハクセル美穂子委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第8号一般県道大ケ生徳田線（仮称）徳田橋上部工工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○菅原道路建設課総括課長 議案（その1）の13ページをお開き願います。議案第8号一般県道大ケ生徳田線（仮称）徳田橋上部工工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案説明資料の2ページをお開き願います。工事名及び工事場所は記載のとおりです。契約金額は27億2,607万5,000円で、請負率は91.91%。請負者はエム・エムブリッジ株式会社であります。工事概要ですが、現徳田橋は昭和37年に架橋した老朽橋であり、また幅員が狭いため大型車のすれ違いが困難となっていることから、安全で円滑な交通の確保や救急医療施設へのアクセス性の向上を目的として橋梁をかけかえる工事です。工期は1,024日間で、令和2年度から令和5年度までの4年間の債務負担行為で行うものでございます。なお、3ページに入札結果説明書、4ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○ハクセル美穂子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第9号小本川筋袋野地区ほか河川激甚災害対策特別緊急（築堤工）工事の請

負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○上澤河川課総括課長 議案（その1）の14ページをお開き願います。議案第9号小本川筋袈野地区ほか河川激甚災害対策特別緊急（築堤工）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の5ページをお開き願います。工事名及び工事場所は記載のとおりです。契約金額は6億3,470万円で、請負率は91.14%。請負者は小野新建設株式会社であります。工事概要ですが、本工事は平成28年台風第10号により被災した岩泉町袈野及び中里地内において、河川改修及び国道かさ上げを行うものであります。工期は437日間で、令和2年度から令和3年度までの2年間の債務負担行為で行うものでございます。6ページに入札結果説明書、7ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○ハクセル美穂子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○高橋はじめ委員 この平成28年台風第10号は、大きな災害でしたが、地元の思いとすればもっと早くこの工事に着手してほしかったと思うわけでありまして、今回入札になりましたが、どういう事情があったのかを説明願います。

それから、この工事の入札において、未受領がほかの契約案件よりも多いと思いますが、その理由について推測できることがあれば説明をお願いします。

○上澤河川課総括課長 小本川の災害につきましては、この間、地元の方の用地交渉等の協力をいただきながら進めていたのですが、かなり計画延長が長く、今回施工する箇所につきましては、あらかじめ用地交渉がまとまったものですから、今回の契約の提案になったものでございます。

また、今回入札の参加者は15人であったのですが、人数的なものについては把握しておりません。

○ハクセル美穂子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第11号一般県道桜峠平田線花露辺地区道路災害復旧工事の請負契約の締結に

関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○菅原砂防災課総括課長 議案（その1）の16ページをお開き願います。議案第11号一般県道桜峠平田線花露辺地区道路災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案説明資料の9ページをお開き願います。工事名及び工事場所は記載のとおりであります。契約金額は4億6,387万円で、請負率は91.02%。請負者は新光建設株式会社であります。工事概要ですが、令和元年10月の台風第19号により崩落いたしました一般県道桜峠平田線の唐丹町地内において、海に崩落した箇所を回避したルートによりまして道路を復旧する工事です。工期は令和3年3月15日まででございます。なお、10ページに入札結果説明書、11ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○ハクセル美穂子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。この際、何かありませんか。

○軽石義則委員 2点お聞きします。急傾斜地崩壊対策事業の現状について、昨年度までの取り組み状況をお知らせ願います。

○菅原砂防災課総括課長 急傾斜地対策事業でございますが、これまで県内急傾斜地崩壊危険箇所6,959カ所のうち、保全対象人家5戸以上などの要整備箇所1,599カ所の対策を進めてきたところでございます。その中でも保全人家戸数の多い箇所や要配慮者利用施設、あるいは避難所、学校、病院などの公共施設がある箇所、そして被災履歴がある箇所など、優先的かつ集中的に対策を進めることとしておりまして、これまでの国の補助事業あるいは防災・安全交付金を活用して進めたところでございます。

昨年度は、平成30年度からの繰り越し箇所を含めまして、国の防災・安全交付金などを活用し、盛岡市山岸1丁目ほか14カ所で対策を進めてまいりまして、盛岡市繫地区など4カ所で対策が完了したところでございます。

○**軽石義則委員** 梅雨時期で、全国的に土砂災害警報や注意報等が多く発信されています。そのことを危険箇所付近に住んでいる県民の方々は心配していると思います。そういうことを含めて今年度も既に事業を進めていると思いますけれども、現状事業進捗はどうかでしょうか。

○**菅原砂防災課総括課長** 今年度の事業状況でございますが、同様に、先ほど申し上げました国の事業等を活用いたしまして、昨年度からの繰り越し箇所もございますが、これを含め盛岡市山岸1丁目ほか9カ所で継続して対策に取り組んでいるところでございます。新たに盛岡市桜山4地区を初め、2カ所で新たに対策に着手し、住田町大崎地区など6カ所で対策を完了する工程になっております。

○**軽石義則委員** 対策をとられている地域の皆さんは、その現場を見ているはずですので、いつ終わるのか、いつ始まるのかという心配をされていると思うのですが、地域に対してどのような対応をされているのでしょうか。

○**菅原砂防災課総括課長** 地域住民の方々への対応という御質問でございますが、急傾斜地の要望があった箇所につきましては現場で住民等々や地区代表の方から御意見を伺いながら、事業箇所になった箇所につきまして、順次地元説明させていただいております。

事業を進めるに当たりましては、当然事業用地等の確保が必要でございます。そのためにも地域住民、地権者の方々に対策工法がまとまり次第、また説明を行い、加えて工事着手する際にも機会を捉えまして情報提供等をさせていただいている状況でございます。

○**軽石義則委員** 丁寧にやっただけだと思えますし、継続してやっていただきたいと思えます。新型コロナウイルス感染症の影響で、それら事業に何か影響等が及んでいるものがあるのでしょうか。

○**菅原砂防災課総括課長** 現在県内で急傾斜地工事5カ所で工事を進めております。現在進めている工事箇所工期等影響は今のところないと聞いております。

○**軽石義則委員** ぜひ事業をしっかりと進めたいと思えますし、まだ着手されていない、計画に上っていない危険箇所もあると思えますので、安全確保、地域の方々に対する周知、または地域住民の皆さんとの懇談など含めて引き続き対応をお願いします。

2点目に入ります。住宅着工の現状についてお伺いします。新型コロナウイルス感染症の影響があると思えます。新築住宅の着工数が減っていると言われておりますし、仕事がなくなって、新築を予定していた方々が取りやめているのではないかという話も聞こえているのですが、現状どのように把握されておりますか。

○**辻村技術参事兼建築住宅課総括課長** 住宅着工の現状でございますが、令和元年1月から12月の暦年で、本県の状況は8,460戸で前年度比で1.1%の増加となっております。昨年度は微増でございます。この内訳を見ますと、持ち家は減少しておりますが、貸し家及び分譲住宅は増加しております。全体では若干の増となっているところでございます。

また、令和2年度、1月から5月までの状況でございますけれども、こちらは持ち家住宅や分譲住宅といった内訳の分析等がまだできておりません。着工件数では2,161戸で、

昨年同時期が 2,931 戸でありますので、770 戸の減少、26.2%の減少となっております。こちらは、今後分類とともに分析を行ってまいります、戸数が減少傾向になっておりますので、その要因を詳細に検討してまいりたいと思っています。

なお、新型コロナウイルス感染症の関係でございますが、本年 4 月は 117.3%で、4 月着工に限ってはふえております。5 月ですと 65.9%で数字が落ちております。私どもは、建築士会や関係業界といろいろ話をする機会がございますが、それが直接的な原因で着工を待っているといった話は聞いてはおりません。ただ、6 月 9 日に野村総合研究所で今後の予測を出しておりましたが、本年第 3 四半期あたりから影響が大きく出てくるのではなかろうかという見解を示されておりますので、本県がどういう状況になるか、その辺りは注視してまいりたいと考えております。

○軽石義則委員 去年は、貸し家については多分産業集積等によって、その地域が前倒しでやっていると思います。新型コロナウイルス感染症の影響はこれからというお話ですが、部分をしっかり分析していただきたいと思います。新築住宅をふやすことが目的ではなくて、持ち家や住むところを確保するということは大事な、一生に何回もできることではないと思います。まさに定住、移住にかかわる部分にもその役割は果たされるものだと思いますので、意を持って取り組んでもらいたいと思います。

また、県産材の利用状況はどのように分析されているのでしょうか。

○辻村技術参事兼建築住宅課総括課長 県産材の活用でございますが、岩手県では従来から、住みたい岩手の家づくり促進事業において、県民の方が一定以上の省エネ基準を確保した上で県産材を使用した住宅及びリフォームに係る補助金を昨年度から継続して、最大で 60 万円を補助する取り組みをしております。こちらの利用はかなり好評でございまして、御相談はいただいているところでございます。また、県産材の活用というのは、地域にとってかなりいろいろな裾野が広く貢献できる分がございまして、そこは私どもは継続して応援していきたいと考えております。

また、これに伴う新型コロナウイルス感染症の関係でございますが、例えば今着工はしているけれども、竣工がおくれるといったケース等は今後出てくると思います。そういった場合、どうしても年度をまたいでしまい、補助が受けられなくなるような不利益などがいろいろ想像されるわけでございますけれども、そういった不利益が生じないような柔軟な対応を検討してまいります。

○軽石義則委員 いろいろ経験のない状況なわけです。なので、踏み切って新築やリフォームにいければいいと思うのですけれども、支援制度があればこそ踏み切れるというか、着工できると考えている方々もいるようですし、せっかく仕事をしようとしていても、仕事がないと職人の皆さん含めて職を失うようなことになっては、次の世代に物がつながっていかないということもあります。技術者の確保のためにも継続的な仕事が必要だと思いますので、それらにも十分意を持って取り組みをしていただくことと、随時状況の報告を我々にもしていただくことが大事だと思いますので、よろしく願いをいたします。終わ

ります。

○**川村伸浩委員** 私は、1点、新型コロナウイルス感染症の影響がどうなっているのかと心配しております、その状況についてお伺いします。主要地方道花巻大曲線（仮称）小倉山4号トンネルについては、2月定例会で予算化して、まさに始まったと同時に、この新型コロナウイルス感染症騒ぎで、影響を受けているのではないかと考えております。非常事態宣言を出されて、移動制限があって、J Vで請け負われているようですが、本体は東京都所在の佐藤工業株式会社であります。新型コロナウイルス感染症の影響によって、まだ始まったばかりですが、途中で追いつくといえますか、工期は間に合うのかと思いますが、その辺の状況についてお知らせいただきたいと思えます。

○**菅原道路建設課総括課長** 主要地方道花巻大曲線（仮称）小倉山4号トンネル築造工事の現状でございます。御案内のとおり令和2年3月に契約いたしまして、現在掘削工事の準備を進めているところであります。今回の新型コロナウイルス感染症による工事への影響ではありますが、現在のところ影響は生じておりません。

○**川村伸浩委員** 待望久しいトンネルでありますので、万全を期していただきたいと思えます。

主要地方道花巻大曲線（仮称）小倉山4号トンネルの手前に豊沢ダムがあって、その天端といえますか、上部を道路にして通行しているわけではありますが、豊沢ダムは非常に狭い形状になっておりまして、今後主要地方道花巻大曲線（仮称）小倉山4号トンネルが開通すると、今も通っているのですが大型車両の通行が台数的にかなりふえてくると思っております。ダムの天端を利用した道路を今後どのように考えていくのかについてお知らせをいただきたいと思えます。

○**菅原道路建設課総括課長** この路線の豊沢ダム付近の道路整備という御質問かと思えます。豊沢ダムの堤頂部を含みます未改良区間につきましては、幅員狭小であります。そして、急カーブが連続しておりますけれども、地形条件などから大規模事業が見込まれております。今後の交通量の推移、公共事業予算の動向等を踏まえて検討していく必要があると考えております。

○**川村伸浩委員** 令和4年度にはトンネルが完成いたしますし、今から検討をしていただきたいと思えます。終わります。

○**工藤勝子委員** 私も1点お伺いします。伺いというよりは、感謝を申し上げたいと思えます。遠野市から釜石市鶴住居地区につながる笛吹峠の件であります。あそこは遠野市を通過して、世界遺産の橋野高炉跡に行く人たちが結構多いわけですが、今そこが通行どめになっております。台風の被害でもなければ大雨の被害でもなく、わずかな雨だと思えるわけですが、高いところから崩壊しています。遠野土木センター所長にこの間案内をしていただいて現場まで行ってまいりました。沢を流れている水の音は、かすかに聞こえるわけですが、川が見えないくらい沢は深いところにあります。その下の道路の下がえぐられている状況です。崩壊した時期が早いものですから、私は工事が始まっている

ものだとばかり思っていました。完成して、その御案内と思ったら、全然行っていませんでした。あそこは国有林ということでありまして、国有林の解除に時間がかかるということ、それでも急いでいただいたということです。それから、NTTの光ファイバーなのか、ケーブル線が道路に入っているためNTTの許可も受けなければならない。さらに、あれは農林水産省で決めている、緑の回廊にも指定されていることもあって、いろいろな要件の許可をいただくために、非常に時間がかかってしまったという状況を聞いてまいりました。

世界遺産があることも含めて鶴住居地区の人たちの産業道路でもありますし、生活道路、通勤など、釜石市から遠野市に入る最短距離の道路なのです。非常にいろいろな方々に使われている道路であります。県では予算をしっかりと取っていただいておりますという所長のお話でありましたので、感謝を申し上げます。住民の方々、釜石市鶴住居地区の方、遠野市の方々も一日も早く復旧工事が終わるようにと願っております。今設計段階だという話でありますので、今後公表したり、入札に入ると思いますけれども、ぜひ急いでいただきたいと思っております。また冬場は、あそこの現場は工事できないという話もありました。それだけやはり厳しい道路ということになっているところでもあります。

遠野市は御存じのとおり、どこの市町村に抜けるにしても、大小の峠を越えなければ出て行けないという盆地であります。あそこの拡幅工事も着々と進められておりますし、感謝を申し上げながら、ぜひこの現場の工事を見せたいということをお願い申し上げます。感謝とお願いで終わりたいと思っております。所感があればお伺いして終わります。

○中平県土整備部長 委員におかれましては、わざわざ現地までお越しいただきまして、御視察いただきましてありがとうございます。今申していただいたように、地域にとっての生活道路であり、産業道路であり、また観光の道路でもあり、非常に重要な道路だと認識しております。関係機関との協議を今鋭意進めております。一日でも早い開通に向けて調整を進めてまいります。

非常に狭隘な道路でありますので、もとどおりの幅員に戻すということではなくて、少しでも幅員を拡幅した形で改良してまいりたいと思っておりますので、進捗状況についてはまた逐次情報提供させていただきながら、地域にとって安全な道路を目指していきたいと思っております。ありがとうございます。

○ハクセル美穂子委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 なければ、これをもって県土整備部関係の審査を終わります。県土整備部の皆様は、退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、次回及び次々回の委員会運営について御相談がありますので、少々お待ちください。

それでは、次回及び次々回の委員会運営についてお諮りいたします。次回、8月に予定しております閉会中の委員会ではありますが、所管事務の現地調査を行いたいと思っております。

調査項目については、建設産業における働き方改革・女性活躍支援の取組についてといたしたいと思います。

休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○ハクセル美穂子委員長 再開いたします。

また、次々回9月に予定しております閉会中の委員会ではありますが、所管事務の現地調査を行いたいと思います。調査項目については、ヘルステック・イノベーション・ハブの運営状況についてといたしたいと思いますが、これらに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。なお、詳細については、当職に御一任願います。

追って、継続調査と決定いたしました件につきましては、別途議長に対し閉会中の継続調査の申し出を行うことといたしますので、御了承願います。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。